

定款変更新旧対照表

新	旧
<p>(組合員の資格)</p> <p>第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>(1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>(2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>(3) 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(組合員の資格)</p> <p>第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>(1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>(2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>(3) 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第13条 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権(以下「賃借権等」という。)</u>を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該賃借権等の設定前に又は設定後遅滞なくこ</p>	<p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第13条 <u>農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、経営管理委員会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確</u></p>

新	旧
<p>の組合に申出をし、経営管理委員会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1) その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。</p> <p>(2) <u>賃借権等</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>(3) 前条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p> <p>(総代会) 第54条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。 2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。 3～5 (略)</p>	<p>認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1) その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。</p> <p>(2) <u>利用権</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>(3) 前条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p> <p>(総代会) 第54条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。 2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。 3～5 (略)</p>

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 この定款変更の効力発生の際において、現に存する変更前の第13条に規定する者についての正組合員たる地位については、なお従前の例による。
- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項によりなお従前の例により定められる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定することにより変更前の第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者の正組合員たる地位については、なお従前の例による。